	町村	二九、〇〇〇、〇〇〇円
四十五年間人口減少率が〇・一五以上一・二七未満の市町村（二十五年間人口減少率が〇・一九以上の市町村を除く。）	市	三七、〇〇〇、〇〇〇円
高齢者比率が〇・三六〇以上又は若年者比率が〇・一一〇以下	町村	一九、〇〇〇、〇〇〇円
二十五年間人口減少率が〇・一九〇以上の市町村	市	五五、〇〇〇、〇〇〇円
	町村	二九、〇〇〇、〇〇〇円

入する。）をいう。以下この号において同じ。）が〇・三一七以上又は若年者比率（国勢調査の結果による平成二十七年の人口のうち十五才以上三十才未満の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この号において同じ。）が〇・一二三以下

二十三　地籍調査に要する経費があること。

二十四　職員の海外派遣に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

	町村	二九、〇〇〇、〇〇〇円
四十五年間人口減少率が〇・一五以上一・二七未満の市町村（二十五年間人口減少率が〇・一九以上の市町村を除く。）	市	三七、〇〇〇、〇〇〇円
高齢者比率が〇・三六〇以上又は若年者比率が〇・一一〇以下	町村	一九、〇〇〇、〇〇〇円
二十五年間人口減少率が〇・一九〇以上の市町村	市	五五、〇〇〇、〇〇〇円
	町村	二九、〇〇〇、〇〇〇円

入する。）をいう。以下この号において同じ。）が〇・三一七以上又は若年者比率（国勢調査の結果による平成二十七年の人口のうち十五才以上三十才未満の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この号において同じ。）が〇・一二三以下

二十三　地籍調査に要する経費があること。

二十四　職員の海外派遣に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。